

鳥取県告示第 1020 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所  
八頭郡若桜町大字眷米字ショムカ635の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
  - （1）立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）